

労働法最前線

—企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

上海女性従業員の「単独二胎」待遇

第80回

「上海市人口・計画出産条例」の改正に伴い、上海市「単独二胎」政策（夫婦のいずれかが一人っ子的場合にも、第2子を産んでもよいという政策）が2014年3月1日から正式に実施されました。今回は上海市人的資源社会保障局が14年5月に公式ミニブログ「微博（ウェイボ）」で公布した「単独二胎」政策に関する内容を基に、上海市の女性従業員が「単独二胎」を出産する際の出産休暇の日数と期間に関する問題について、詳しく読み解いていきます。

1. 出産休暇と授乳休暇の取得

「女性従業員労働保護特別規定」（以下、「規定」）第7条は、12年4月28日以降に出産した女性従業員は98日間の出産休暇を取得でき、そのうち15日間は出産前に取得することができ、難産の場合は休暇を15日追加し、多胎出産の場合、多胎児1人当たりにつき15日間の休暇が追加されると定めています。

女性従業員が妊娠から4カ月未満で流産した場合、15日の休暇が与えられ、妊娠満4カ月で流産した場合、42日間の産休を取得できます。同時に、「規定」の第9条により、1歳未満の嬰兒に授乳する女性従業員は、1日1時間の授乳休暇が与えられます。

「規定」は、これらの待遇を取得する対象を第1子出産の女性従業員に限定しておらず、第2子出産の場合も、女性従業員は前記規定に基づき最大98日の産休および1日1時間の授乳休暇を取得できます。

2. 高年齢出産休暇と看護休暇は取得できない

「上海市人口・計画出産条例」第33条の規定によると、出産休暇のほか、既婚女性が第1子出産時に満24歳で、計画出産規定に合致する場合、30日の高年齢出産休暇および配偶者に3日間の高年齢出産看護休暇が与えられると規定しています。

ここから分かるように、上海地区の高年齢出産休暇は第1子を出産する女性従業員のみを対象としており、第2子出産の際は高年齢出産休暇を取得できず、その配偶者も看護休暇を取得できません。

3. 生育手当は取得できるが、初産の女性従業員の生育手当より30日少ない

上海市人的資源社会保障局の公式ウェイボによると、

出産する女性従業員が上海市都市戸籍を有し、上海市都市社会保険に加入し、計画内出産に属し、かつ規定に従い設置された産婦人科、婦人科医療機構で出産または流産（自然流産と人口流産を含む）した場合、生育生活手当、生育医療費手当を申請し受領することができます。

計画内として第2子を出産する場合、生育保険の待遇は初産と同様に扱われます。ただし注意すべきは、「単独二胎」は生育手当を取得できるものの、生育手当は出産休暇および高年齢出産休暇と連動しており、「単独二胎」の女性従業員は、高年齢出産休暇を取得できないため、生育手当を取得できる日数も初産の女性従業員より30日少なくなります。

出産休暇の日数と期間に関する待遇の比較表

	初産	単独二胎
出産休暇	あり（最大98日）	あり（最大98日）
高年齢出産休暇	あり（30日）	なし
配偶者看護手当	あり（3日）	なし
生育手当	あり（最大128日として支給）	あり（最大98日として支給）
生育医療補助費	あり	あり

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資およびM&A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109（日本語専用）